

財団法人 日本健生協会寄付行為

第一章 総則

- 第 1 条 本会は、財団法人 日本健生協会という。
- 第 2 条 本会の主たる事務所は、埼玉県児玉郡神川町植竹 695 番地 5 に置く。
2. 本会は、必要の地に従たる事務所を設けることができる。
- 第 3 条 本会は、キリスト教の愛の精神により相互に助け合い、自給総合計画に基き国民健生運動の達成を図り以て健全な民主的文化国家の再建に貢献するのを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達するために、左の事業を行う。
- 一 病院、診療所、サニタリウム等の経営
 - 二 国民健生思想の研究及びその普及昂揚
 - 三 衣食住その他の生活の健康化に関する研究調査ならびにその結果の実施及び普及
 - 四 健生カレッジの経営等国民健生運動の指導者の養成
 - 五 自給総合計画による各種の事業
 - 六 その他前条の目的を達するために必要な事業

第二章 資産及び会計

- 第 5 条 本会の資産は左のとおりとする。
- 一 別紙財産目録に記載した財産
 - 二 設立後の寄付金品
 - 三 その他の収入
- 第 6 条 本会の基本財産は左のとおりとする。
- 一 前条第一号財産中の基本財産
 - 二 基本財産として指定して寄付されたもの
 - 三 第 10 条の規定により基本財産に編入された剰余金
- 第 7 条 基本財産は理事全員の同意を得、且つ主務官廳の承認を得た後でなければ、これを費消することができない。
- 第 8 条 本会の資産は、理事会がその管理方法を定め理事長がこれを管理する。但し、基本財産は、国債その他確実な有価証券を買い入れ、又は郵便官署若しくは確実な銀行若しくは信託会社に預け入れて保管するものとする。
- 第 9 条 本会の経費は、左に掲げるものをもって、これを支弁する。
- 一 基本財産の果実
 - 二 事業収入
 - 三 繰越金中基本財産に編入しない金円
 - 四 寄附金
 - 五 会費

六 その他の収入

第10条 年度決算に剰余金を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。但し、理事会の議決を経てその一部または全部を基本財産に編入することができる。

第11条 予算は、理事会でこれを定める。

2. 決算は年度終了後理事会の承認を受けなければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第三章 役員、顧問及び職員

第13条 本会に左の役員を置く

一 理事 五人乃至十人（内一人を理事長、一人を常務理事とする。）

二 監事 二人

2. 理事長及び常務理事は、理事の互選によってこれを定める。

第14条 理事及び監事は、理事会で選んだ者につき理事長がこれを任命する。

2. 理事会は、現任の役員の任期満了前に、次期の役員を選んで置かなければならない。

第15条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 常務理事は、理事長の命を受けて会務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理する。

3. 理事は、理事会を組織して会務を掌理し、理事長および常務理事共に事故あるときはあらかじめ理事会で定めた順序に従ってその職務を代理する。

第16条 監事の職務は、民法の定めるところによる。

第17条 役員の任期は、四年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠の役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残存期間とする。

3. 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議決により理事長がこれを推薦する。

第19条 本会の事務を処理するために、有給の職員若干人を置くことができる。

第20条 役員及び職員は、本会の会友でなければならない。

2. 理事長及び常務理事を含め理事の半数以上は、「安息日再臨教団」の信者でなければならない。

第四章 理事会

第21条 理事会は、理事長がこれを招集し、理事長がその議長となる。

第22条 理事会は、理事半数以上が出席するのでなければこれを開くことができない。但し、書面で議案に対する自己の意見を提出又は他の出席者に委任した者は、出席者とみなす。

第23条 議事執行に必要な規定は理事会がこれを定める。

第24条 本寄付行為の変更及び本会の解散は理事及び顧問全員の全意を経て、主務官廳の認可を受けた後でなければ、これを行うことができない。

第25条 本会が解散したときは、理事がその清算人となる。

2. 解散後の残余財産は、理事会の議決及び顧問の同意を経て、主務官廳の認可を受けた後本会の趣旨に添うようにこれを処分するものとする。

第五章 会友及び賛助員

第26条 本会の趣旨に共鳴し、本会の事業に協力しようとする者は、理事会の推薦を経て、本会の会友となることができる。

2. 会友は、会費として理事会で定める額を納めるものとする。

第27条 本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助する者を賛助員とする。

2. 賛助員は、理事会の議決により理事長がこれを推薦する。

第28条 本会の諸事業は、本会の会友によって運営する。

付 則

第29条 本会の諸事業の運営に関する規定は、各事業別に理事会でこれを定める。

第30条 本会の設立当時の理事は左の通りとする。

渡 邊 芳 松	國 谷 秀
山 本 治 一	邊 見 利 八
木 下 道 雄	石 橋 長 英
高 岡 潔	

第31条 本会設立後最初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和二十七年五月三十一日までとする。

改正経緯

○昭和27年8月28日主たる事務所移転、第1条第1項改正東京都杉並区→群馬県宮城村

○昭和30年3月31日主たる事務所移転、第1条第1項改正群馬県宮城村→東京都渋谷区

○平成25年10月9日主たる事務所変更認可、第1条第1項改正東京都渋谷区→埼玉県児玉郡

以上